

# 第1章 茨城町環境基本計画の基本的事項

## 第1章

### 茨城町環境基本計画の基本的事項

## 1 計画策定の背景

本町は、町の豊かな水と恵まれた緑に囲まれた自然環境をよりよい形で後世に引き継いでいくために、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成21年度に「茨城町環境基本条例」を制定し、この基本理念の実現に向けて平成24年度に「茨城町環境基本計画」を策定しました。

その後、スズガモをはじめとする水鳥や絶滅危惧種であるヒヌマイトトンボの生息地であることに加え、ハゼ釣りやキャンプ場など自然体験ができる観光資源として汽水湖の重要性を発信する機運が高まり、涸沼は平成27年5月にラムサール条約湿地への登録に至りました。

涸沼がラムサール条約の登録湿地となったことで、本町では地域団体や住民等とともに涸沼の環境保全や、子どもたちへの環境教育などに協働で取り組んでいます。

その一方、世界的な動きとして地球温暖化による気候変動問題が浮上しています。

平成27年9月の国連サミットで、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、同年12月には国連気候変動枠組条約第21回締約国会議におけるパリ協定が採択されるなど、世界を巻き込む国際合意がなされました。

国は平成30年4月に第五次環境基本計画を閣議決定し、12月には気候変動適応法が施行され、令和2年10月の国会演説では令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、11月に気候非常事態宣言が決議されています。

このような世界的な動きと国の施策に対し、茨城町では、令和2年7月には関東甲地域の40団体（73市町村）と民間事業者2社で構成される「廃棄物と環境を考える協議会」において「ゼロカーボンシティ宣言」を共同で表明しています。

本町では、涸沼をはじめとする環境の保全や、再生可能エネルギーなど脱炭素に向けた取組を推進し、「茨城町第2次環境基本計画及び地域気候変動適応計画」を策定いたします。



ラムサール条約登録湿地「涸沼」



## 2 計画の位置づけと役割

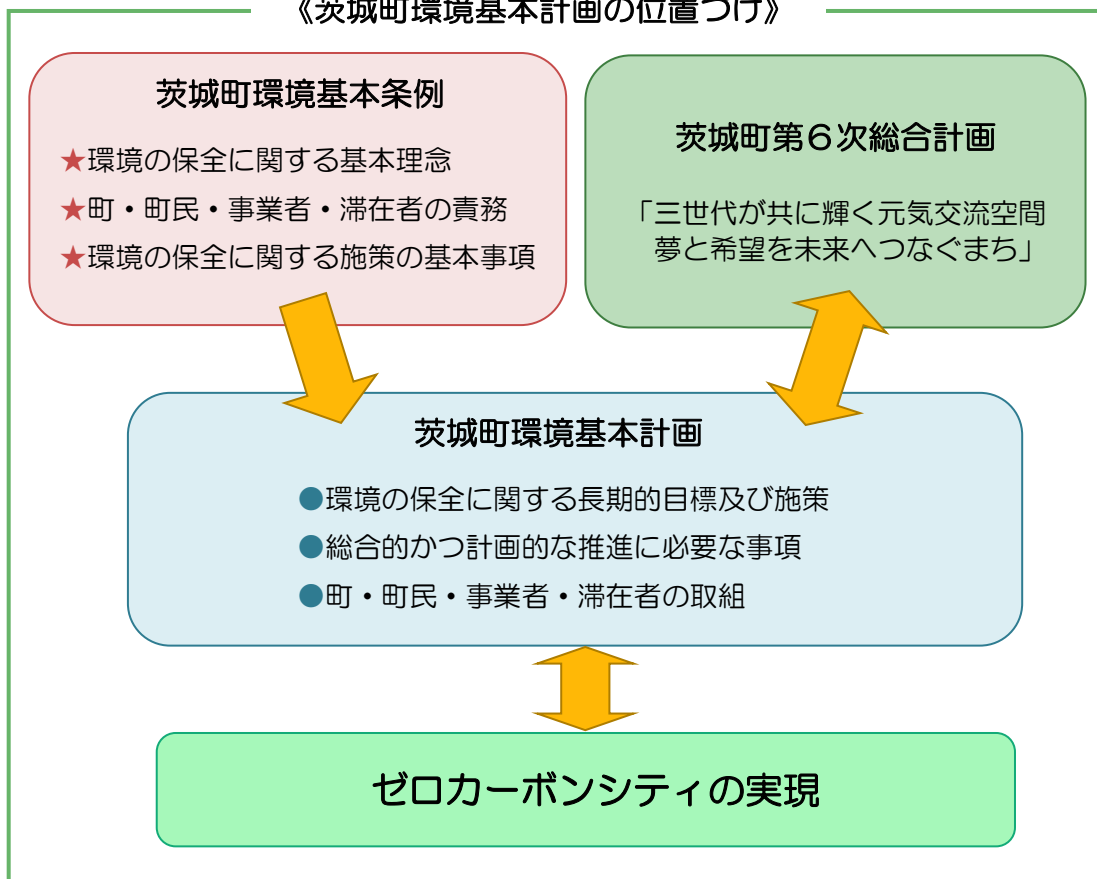
本計画は、茨城町環境基本条例第3条に掲げられた基本理念を実現していくため、同条例第11条に基づく計画であり、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めるものです。

また、「茨城町第6次総合計画」に示す町の将来像『三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち』を環境面から実現していく総合的な計画として位置づけられます。さらに、町の個別計画・事業の立案や実施にあたって、環境の保全に向けて配慮すべきことを示すための計画でもあります。

環境を保全していくためには、町・町民・事業者及び滞在者の各主体が一体となって、公平な役割分担のもと、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むことが大切です。

本計画は、各主体の責務を果たすために、それぞれの役割と、環境の保全に関する取り組みを示し、主体的な行動を促進します。

### 《茨城町環境基本計画の位置づけ》



### 3 計画の対象範囲と分野構成

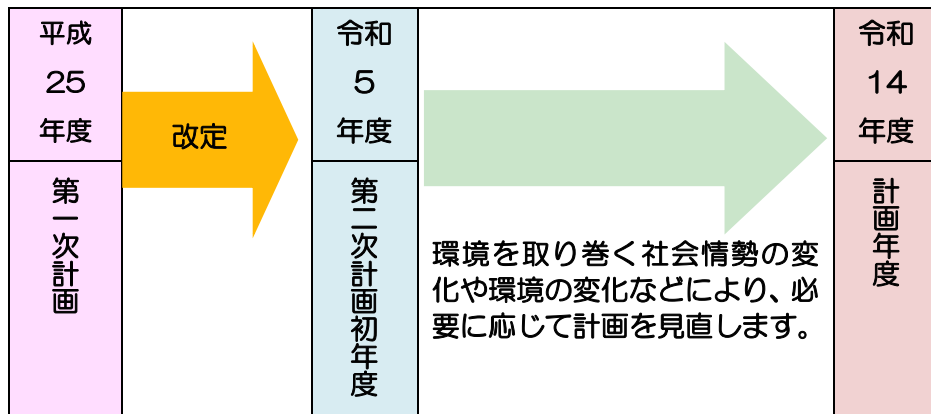
本計画で対象とする環境の範囲は、茨城町環境基本条例に係る環境全般を対象とします。分野構成は、対象とする環境の範囲から環境要素を抽出し、以下のとおりとします。

自然・やすらぎ	生物多様性（動植物）、農地、水辺（涸沼含む）、里地・里山、自然公園・緑地、歴史、文化
快適・安全	大気環境（大気、悪臭、騒音、振動）、水環境（河川、湖沼）、土壌汚染、地下水・地盤環境、化学物質、放射能汚染、防災のレジリエンス、環境教育・学習
脱炭素・エネルギー	循環型社会（廃棄物、リサイクル）、5R、不法投棄、環境美化、地球温暖化対策、気候変動適応策、再生可能エネルギー、脱炭素、ゼロカーボンシティ

### 4 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

なお、環境の変化や環境を取り巻く社会情勢の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。



## 5 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとします。

### 第1章 茨城町環境基本計画の基本的事項

計画の位置づけや役割、対象範囲など、本計画の基本的な事項を定めました。

### 第2章 茨城町の環境のいま

本町の地域概況と3つの分野に分けた環境の現状を整理し、各分野で活発に行われている環境学習会や環境保全活動等から活動の紹介等を取りあげました。また、計画に町民の意見や視点を反映させるために、町民及び事業者を対象としたアンケートの結果を掲載しました。

### 第3章 計画の目標と施策体系

茨城町環境基本条例に掲げる基本理念に基づき、本町の望ましい環境将来像と環境分野別の3つの基本目標を定め、環境将来像、基本目標及び環境施策との関係を体系化しました。

### 第4章 環境施策と町・町民・事業者の取組

基本目標の達成に向け、課題と施策の方向性を明らかにするとともに、各主体の取組を示しました。さらに、協働で活動の輪を広げていくために、「学ぶ」・「活動する」に関する具体的な取組を分野別に示しました。

また、目標達成状況について数値管理が可能なものについては、環境指標と数値目標を示しました。

### 第5章 茨城町地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本町の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、茨城町地球温暖化対策実行計画を改定しました。茨城町第2次環境基本計画に掲げる地球温暖化対策の推進は、本実行計画により推進していきます。

### 第6章 茨城町地域気候変動適応計画

「気候変動適応法」第12条に基づき、本町の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、「茨城町地域気候変動適応計画」を策定しました。

### 第7章 計画の推進体制及び進行管理

本計画の実効性を確保するために必要な推進体制と、その進行管理の方法を示しました。

## 6 計画の推進主体

本計画の推進主体は、町・町民・事業者及び滞在者とします。それぞれの役割を認識しながら、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働、連携しながら取り組むことを基本とします。

### (1) 町の役割

町は、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事業の実施に努め、広域的、地球的規模での取組を必要とするものについては、国、県及び他の地方公共団体と協力していきます。また、気候変動適応の取組に関しては、国の気候変動適応センターとして位置付けられている国立環境研究所、茨城県地域気候変動適応センターとして位置付けられている茨城大学などからの情報収集に加え、全国の7地域に設置されている環境省による気候変動適応法に基づく「気候変動適応（関東）広域協議会」への参加や、国や関東地域の地方自治体との情報収集・情報交換も視野に入れます。運用は、茨城県地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員と情報共有をし、近隣市町村と連携を図り、地域に密着した適応策などの情報を町民や事業者に対して発信するとともに、積極的に環境保全活動を支援します。

### (2) 町民の役割

町民は、日常生活において、良好な水質の保全、廃棄物の減量などの環境への負荷の低減や環境の保全等に自ら努め、町が実施する環境等に関する施策への協力、気候変動の影響への理解を通して、その影響に自主的に対処できるようにするとともに、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

### (3) 事業者の役割

事業者は、事業活動において、公害を防止するとともに、環境の保全等に努め、町が実施する環境の保全等に関する施策への協力、気候変動の影響やその適応策に関する理解、将来の気候変動を見据えた適応を実施し、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

### (4) 滞在者の役割

旅行者その他の滞在者は、町の環境保全の取組を理解し、ラムサール条約登録湿地等の持続可能な保全に寄与し、町民の役割に準じて環境保全に努めます。